

## 週休 2 日工事の実施について (「週休 2 日工事」実施要領の一部改正について)

### 1. 概要

建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備、維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休 2 日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められています。

本市では、宮城県の取り組みを参考として、令和 4 年度より登米市建設部土木工事「週休 2 日モデル工事」を試行してきましたが、改正労働基準法（平成 30 年 6 月成立）による罰則付きの時間外労働規制が、令和 6 年 4 月から建設業に適用されることを踏まえ、今回、実施要領の一部改正を行い、今後、登米市が発注する全ての工事において週休 2 日の確保を目指していくものです。

### 2. 実施要領の一部改正について

- 1) 発注様式について「受注者希望型」を削除すると共に「交替制」を導入。
- 2) 週休 2 日の条件を「土日祝を休工日」から「4 週 8 休以上」に変更。
- 3) 経費補正を「4 週 6 休以上を対象」から「4 週 8 休以上を対象」に変更。
- 4) 適用年月日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

### 3. 対象工事について

- 1) 原則として、登米市が発注する全ての土木工事を対象とする。  
(建築・電気・設備工事、参考見積聴取による工事など、現在、補正係数の取扱いが不確定な工事は対象外とする)
- 2) 応急仮復旧工事など緊急の工事は対象外とする。
- 3) その他、週休 2 日工事に適さないと判断される工事は対象外とする。  
(実作業期間が 7 日未満など)